



# にしごう

広報にしごう第191号  
昭和61年11月1日

## VOL.11

■人口のうごき 人口14,963人(+11) 男7,571人(+4) 女7,392人(+7) 世帯数3,652戸(+2) 10月1日現在( )は前月比



### 天高く馬肥ゆる秋

#### おもて内容

- 心ははぐすねツ、の花さかり..... 2
- 交通安全優良車スタ-。 係語入道者に表彰状..... 3
- 第15回村民登山大会..... 4
- 歌の遠征。第2保育所..... 5
- 新国民年金のすがた..... 6~7
- おしらせ..... 8

秋の一日を若者や家族連れのも煮会で賑わう奥甲子

# むらば「スポーツ」の花ざかり

十月十日は体育の日  
本格的なスポーツシーズ、到来。

体力健康増進を図る絶好の日  
和に恵まれた十月十日（金）村  
内の各競技場においてロードレ  
ース大会やテニス、ゲートボー  
ル大会が行われました。

先ず西二中グラウンドでは、健  
脚を競う第四回ロードレース大  
会が行われました。午前十時西



▲西二中グラウンドを一斉にスタート

二中グラウンドをスタートに、古  
米坂から国道四号線に出て台上  
道路を二キロ、四キロ、六キロ、  
十キロのクラス別に折り返し走  
るコースを二百三十七名の参加  
者は、自分の体力の限界に挑戦  
しました。

一方、村軟式庭球協会主催・  
第三回金澤杯争奪県南中学校軟  
式庭球大会が、午前八時三分  
より西一中・村営テニスコート

を会場にして行わ  
れました。

県南方面か  
ら集まった十



▲坂道はきついや!?



▲ゴールはもうすぐ目の前だ

四校（男子九四・女子四十八チ  
ーム）により優勝をかけて熱戦  
が繰り広げられました。祭日と  
いう事もあって、朝早くから友  
人、父兄が大勢各会場にかけつ  
け、ネット裏で大きな声援を送  
っていました。

また、この他にも村営ゲート

ボール場では、午前九時三  
十分より十一月に行われる  
農協まつりに出場をかけた、  
西郷支部予選会が村内の十  
五チームにより戦われ、第  
一ゲートを目にかけて終始好  
ゲームが展開されました。

なお、各競技の成績結果  
は次のとおりです。

## ロードレース

▼第一部 2km小学生男子  
優勝||野々村卓「新」 七分  
十六秒 ▼第二部 2km小

学生女子 優勝||緑川め  
ぐみ 八分三十五秒 ▼  
第三部 4km中学生男子  
優勝||鈴木弘嗣 十三分



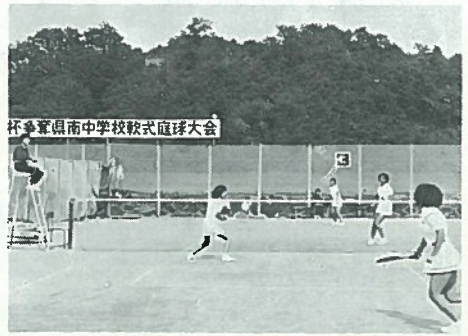
▲さあー行くわヨ



▲早くワシらの番こないかな



▲ネット裏から観戦



▲白熱したプレーを展開

最優秀賞 安全に、さわやか高原 さわやか運転、金田裕子



▲表彰状を手に受賞者のみなさん

受賞者は次のとおりです。  
 ○ポスター  
 ▼小学生の部 (いずれも熊倉小)  
 最優秀賞 菅谷拓視 (二年)  
 優秀賞 梨本義博 (二年)  
 室井久美子 (六年)  
 金賞 大島佑季子 (二年)

なお応募数は、小・中学生からポスター八十六点、標語九十点の作品が寄せられました。  
 入選者に対する表彰式が、九月二十七日 (土) 村長室において行われ、会長より賞状と記念品が贈られました。  
 最優秀賞 富樫敏 (西二中三年)  
 優秀賞 藤田聖津子 (川谷中二年) 秋山浩美 (西一中三年)  
 金賞 秋山里香 (川谷中二年) 渡辺真由美 (同) 橋本妙子 (西二中三年) 吉田悟 (同) 荒井充 (同) 嶋岡理恵 (西二中二年)  
 大久保文絵 (西一中三年) 金田裕子 (同) 深谷澄江 (同)



▲富樫敏君の作品



▲菅谷拓視君の作品

# さわやか高原でさわやか運動

村交通安全対策協議会 (鈴木平作会長) では、秋の交通安全運動の一環として、村内小・中学生を対象にポスター・標語を募集していましたが、各部門

の入賞者が左記のとおり決定されました。  
 入選者に対する表彰式が、九月二十七日 (土) 村長室において行われ、会長より賞状と記念品が贈られました。

四十秒 ▼第四部 四km中学生 女子 優勝 坂本香 十七分三十六秒 ▼第五部 十km高校生 男子 優勝 鈴木康一 四十九分十一秒 ▼第六部 高校生女子 参加者なし ▼第七部 十km一般男子 (二十九才以下) 優勝 児山英雄 三十四分三十五秒 ▼第八部 六km一般男子 (三十才以下) 優勝

岡部幸雄 二十四分十四秒 ▼第九部 四km一般男子 (四十才以下) 優勝 齊藤絃隆 十五分五秒 ▼第十部 二km一般男子 (五十才以上) 優勝 藤井宗次 八分四十一秒 ▼第十一部 四km一般女子 優勝 広瀬ひさ子 二十分二十六秒 「」は大会新記録です。

## テニス

男子の部 ▼優勝 真船・篠原チーム (西二中) ▼準優勝 西村・橋本チーム (東中) ▼三位 塩田・小松チーム (東中) 三村・吉田チーム (西一中) ▼敢闘賞 花塚・佐藤チーム (棚倉中) ○女子の部 ▼優勝 金内・大熊チーム (西一中) ▼準優勝

## ゲートボール

勝 遠藤・岡部チーム (西一中) ▼三位 矢田部・森チーム (東中) 須藤・鈴木チーム (西一中) ▼敢闘賞 松本・緑川チーム (棚倉中)  
 ▼優勝 下羽太チーム ▼準優勝 追原チーム

林淳子 (三年) 金田義幸 (六年) 大島一高 (四年) ○中学生の部  
 最優秀賞 富樫敏 (西二中三年)  
 優秀賞 藤田聖津子 (川谷中二年) 秋山浩美 (西一中三年)  
 金賞 秋山里香 (川谷中二年) 渡辺真由美 (同) 橋本妙子 (西二中三年) 吉田悟 (同) 荒井充 (同) 嶋岡理恵 (西二中二年)  
 大久保文絵 (西一中三年) 金田裕子 (同) 深谷澄江 (同)

## 税の知識

◎ 所得税第二期分の納期は十二月一日まで

所得税の予定納税第二期分の納期は、十一月一日 (土) から十二月一日 (月) までです。納税は期限内に済ませましょう。

期限までに納税されない場合は、本税のほかに、延滞税がかかりますので御注意ください。なお、銀行などの預貯金口座から自動振替で納税する便利な振替納税制度がありますので、御利用ください。



# 那須連峰の大自然を満喫

## 第十五回村民登山大会



赤面山スキー場へ抜けるコースを歩きました。

村民登山大会が九月二十三日(火)実施されましたが、この大会も十五回を迎え、今回も前年までと同様、那須硫黄精錬所跡から朝日岳、清水平を通って

参加者は芝原の最高齢者石田幸右エ門さん(七十二才)から間の原の大倉阿希子ちゃん(五才)まで、村内各方面、各職場から二百九名の参加となりました。昨年は雨が降って大会は中止となり、登山愛好者がガツカリさせましたが、今年には晴天に恵まれて参加者は健康的な汗を流しながら、大自然のすばらしさ、色づき始めた木々の紅葉の美しさを心ゆくまで堪能していました。

# 指名手配犯人の 検挙にご協力を



○指名手配のポスターの写真などに見覚えのある方は、ためらわずに警察に知らせてください。  
○犯罪について知っていることがあれば、たとえ小さなことでも警察に知らせてください。

指名手配被疑者の捜査強化月間



ふくしまの水三十選に  
阿武隈川の源流

県では、県内に古くから地域生活と密着した形で保存又は継承されている、きれいな泉や滝、清流を今後とも良好な水環境で積極的に保存して行く事を目的とした「ふくしまの水三十選」の選定作業を行ってまいりましたが、九月十九日福島市の青少年会館において認定書交付式が開かれ、関係者に認定書が手渡されました。

選定対象は、水浴や釣りなどが自由に出来る親水性を第一条件とし、「泉・滝・清流」の形態別に、県内の四十九市町村から合わせて百二ヶ所(泉三十六、滝三十三、清流三十三)の推薦がありました。厳選の結果、泉九ヶ所、滝十一ヶ所、清流十ヶ所が選定され、清流の部に阿武隈川の源流が認定を受けました。私たちの心を和ませてくれる美しい阿武隈の清流を、今後共みなで次の世代に、きれいな水環境として引き継げるよう努めていきたいものです。

## 雨の中、クリーン作戦

村からゴミを追放しようとして、小田倉小学校の六年生と父兄(合わせて約百五十名)は、十月十一日(土)ゴミや空き缶拾いなどのクリーン作戦を実施しました。

このクリーン作戦は昨年からは行われ、当日は雨の中を朝から、上新田地内(西郷二中までの国道四号線沿と旧国道沿をビニール袋を手に空き缶、空き瓶等を次々に拾い集めておりました。



くりのため、空き缶等の投げ捨ては、絶対やめましょう。

## 小田倉小

全鼓笛パレードが行われました。

## 交通事故ゼロを願って

～小田倉小鼓笛隊～

私から  
実行します  
交通安全

秋の交通安全運動の一環として、九月十九日(金)小田倉小児童による交通安全



午前九時三十分、同校の五・六年生百七十九人に村交通安全対策協議会、交通安全母の会小田倉分会のメンバーが加わり総勢二百人が参加し、小田倉小から大清水を通って、太陽の国・やまぶき荘まで校歌やマーチを演奏しながら交通安全を呼びかけました。又、やまぶき荘の広場において、鼓笛演奏を披露し、お年寄りたちに大変喜ばれました。

# 大きな「くり」拾ったヨ

—西郷村第二保育所—

快晴に恵まれた、去る十月三日（金）西郷村第二保育所では、秋の遠足が行われました。

子供たちと父兄合わせて百八十名がバス四台に分乗して、栃木県夕狩にある社会福祉法人「光星学園」に向けて出発しました。今回は、特に学園の好意により同園所有の栗林において、栗拾いを実施しました。

子供達は、早速同園から配られた網の袋を手にも、木から落ちていた栗を拾ったり、イガを注意深く開き、大きな栗を手にはては歓声を上げ、約一時間におたり楽しいひとときを過ごしました。



### 投打に大ハッスル

スポーツ少年団球技大会



光星学園を後にした子供達や父兄は、那須の南ヶ丘牧場において一諸に食事をしたり、遊んだりして、午後一時半無事保育所に帰って来ました。

村スポーツ少年団・商工会青年部主催による昭和六十一年度西郷村スポーツ少年団球技大会が、十月五日（日）村ソフトボール協会審判部の後援を得て行われました。

当日は午前八時三十分より、試合開始され、ソフトボールは総合グラウンド、バスケットボールは村民体育館において行わ

## 11月は下請取引適正化推進月間

### 下請取引のルールを守ろう

下請事業者の中には、親事業者から代金の支払いを遅らされたり、値引きや買いたたきなどの不利な取引条件を強いられる方が少なくありません。

国では、このような不正な下請取引から下請事業者を守るために「下請代金支払遅延等防止法」によって、親事業者が引き上守るべき事項を次のように定めています。

- 1 親事業者は、下請事業者に仕事を発注する場合、①注文の内容 ②下請代金の額 ③支払期日 ④支払方法 などを明記した書面を交付しなければなりません。

2 親事業者は、下請事業者の製品などを受領してから、できる限り短い期間内（六十日以内）にその代金を支払わなければならない。

3 親事業者は、下請事業者に對して、①受領拒否 ②値引き ③返品などをしてはなりません。

これらに違反した場合、国は親事業者に対して立入検査などを行い、不正な取引を改善するよう指導しています。

十一月は「下請取引適正化推進月間」です。下請取引についてのお問い合わせは、次の所で受け付けていますので、どうぞ

ご利用ください。  
中小企業庁計画部下請企業課  
☎〇三（五〇一）一六六九  
公正取引委員会事務局取引部下請課  
☎〇三（五八二）五四五四

## 川柳

身のほどを知らずママゴン子に  
熱中 大塚キヨ  
熱中の男の身のたくましさ  
安田方子

汗の彩熱中の顔美しい  
菅野正両  
五十路坂越えて呼吸を整える  
本城房子  
七転び八起きの道を意地で行く  
越前菜子  
温顔の老体に秘める枯れた芸  
滝田勇三

義理欠いて後で詫びてる老の汗  
前田豊  
媚うる気なくて世間を狭く住み  
岸ユキ子  
熱中も過ぎて不覚のほぞをかみ  
穂苅照子

妻の手に舵をまかせている平和  
越前六郎  
友情の言葉に再起の道が拓く  
白岩利子

# 新国民年金のすがた 2

## 改正のポイント

すべての国民に共通の基礎年金の導入

新しい年金制度は、昭和六十年四月一日から実施されます。新年金制度には、次の三本の柱で構成されています。

第一の柱は、基礎年金を導入したことです。これは、厚生年金等のいわゆる被用者年金制度に加入しているサラリーマン（被保険者）とその被扶養の奥さんもすべて国民年金に加入し、厚生年金等と国民年金に共通した基礎年金を受けられるようにしようというものです。

第二の柱は、将来の年金の水準を現役労働者の所得や保険料負担とバランスがとれるようにすることです。

第三の柱は、これまでサラリーマンの奥さんは国民年金に任意に加入する形をとっていましたが、昭和六十一年四月からは必ず加入する仕組みにして、

確実に基礎年金を受けられるようにする、いわゆる女性の年金権の確立です。



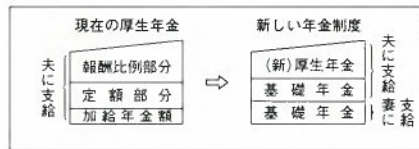
### 新しい年金の支給

新しい年金制度になると、年金の支給は次のようになります。

(ア) 農業、商業など自営業の家庭では、現在、夫婦が個々に国民年金に加入して、それぞれが自分名義の年金を受けていますので、新年金制度になっても、夫婦がそれぞれの基礎年金を受けとることになるため、基本的には、現在の制度とかわりません。

(イ) サラリーマンの家庭では、現在、サラリーマンである夫が厚生年金に加入して、家事

に専念する奥さんの分も夫の年金でカバーするようになっていきます。しかし、新制度では、サラリーマンもその奥さんも国民年金に加入することになり、それぞれが基礎年金を受けることになります。



上の図で説明しますと、これまでの夫に支給される厚生年金（老齢年金）は、勤めていた間の給料に関係なく支給される定額部分と、給料に応じて納めた保険料に比例して支給される報酬

比例部分、さらに配偶者（妻）の加給年金額に分けて年金額を計算しています。

これが新制度では、定額部分と加給年金額が夫婦それぞれの基礎年金になり、報酬比例部分は厚生年金（老齢厚生年金）として、基礎年金に上のせして支給される制度となります。

### 基礎年金は三種類

基礎年金には、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の三種類があります。厚生年金は、この三種類の基礎年金にそれぞれ上のせして支給されることとなりますが、「基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たしていること」が厚生年金を受け取るための基本的な条件になります。このように、厚生年金、国民年金等を通じて、基礎年金がすべての年金の基本になります。



### 基礎年金の費用

サラリーマンとその奥さんの国民年金の保険料は被用者年金制度がまとめて負担

基礎年金に必要な費用は、国民年金に加入している人が全体で公平に負担します。具体的には、自営業者とその家族など（第一号被保険者といいますが、

今まで通りの方法で保険料を納めます。厚生年金や共済組合の加入者（第二号被保険者といいますが。）とその被扶養の奥さん（第三号被保険者といいますが。）については、基礎年金に必要な費用が厚生年金や共済組合から国民年金へまとめて拠出されますので、国民年金の保険料を別に負担する必要はありません。つまり、サラリーマンは、本人と奥さんの基礎年金に必要な保険料も含めて、厚生年金や共済組合の保険料を納めることになるわけです。

### 自営業者などの保険料

第一号被保険者となる自営業者などの加入者が納める保険料は、これまでどおり定額で、毎年段階的に引き上げられます。新しい制度がスタートする昭和六十一年四月からの保険料は月額で七、一〇〇円（昭和六十一年度予定）となります。

### 国庫負担

基礎年金に必要な費用の三分の一は国が負担します。国民年金では、いままでも年金給付に必要な費用の三分の一を国庫負担してききましたが、新しい制度

でも、同様に、基礎年金に必要な費用の三分の一を国が負担します。



### 国民年金の既裁定年金の取り扱い

昭和六十一年三月三十一日以前に年金を受けている人や受けられる人は、改正後も、原則として、現行の年金を引き続き受けることになっていますが、昭和六十一年四月からは、次のように取り扱われることになりました。

#### 老齢年金、通算老齢年金を受けている人

現行の年金を引き続き受けることになり、その年金の水準は物価スライドにより維持されます。

#### 障害年金を受けている人

現行の年金を引き続き受けることになりますが、その年金額は障害基礎年金の額と同額に引き上げられます。また、障害基礎年金の子の加算額の対象となる子がいれば、新たに子の加算額がつかえます。(ともに物価スライドの対象となります。)

#### 母子・準母子年金、遺児年金を受けている人

現行の年金を引き続き受けることになりますが、その年金額は遺族基礎年金の額と同額に引き上げられ、その額の水準は物価スライドにより維持されます。

#### 寡婦年金を受けている人

現行の年金を引き続き受けることになり、その年金額は新制度の寡婦年金と同様の水準(老齢年金の四分の三に引き上げられます。その額の水準は物価スライドにより維持されます。

#### 老齢福祉年金を受けている人

現行の年金を引き続き受けることになり、その額の水準は法律改正により維持されていく予定です。

#### 障害福祉年金、母子・準母子福祉年金を受けている人

これらの年金は廃止され、障害基礎年金または遺族基礎年金を受けることとなります。

### 参考

#### 年金に対する課税

年金のうち、老齢年金、通算老齢年金や老齢基礎年金など、「老齢」と名のつく年金(ただし、老齢福祉年金は除かれます)は、所得税法のうえで給与所得とみなされ、一般の給与と同じく所得税や住民税の対象となります。「老齢」と名のつくもの以外の年金(障害年金や遺族年金など)は課税対象とはなっていません。課税にあたっては、給与所得者と同様にいろいろな控除が受けられます。

## たき火による火災を防ごう

# 約二十五億円(年間)が灰に

落葉の季節には、あちこちでたき火の風景が見られます。木枯らしにかじかんた両手を

炎にかざせば、からだもホッカホカ。しかしこのたき火が、思いがけない大きな火災を引き起こしています。



#### ▼昭和五十九年の調査によると、たき火が原因で発生した火災は七千七百十三件で、前年にくらべ四〇・五%の増加

これは総出火件数(六万三千七百八十九件)の一・一%を占めます。

身近なたき火での不注意で、なんと年間約二十五億円が灰になっっているのです。

発生原因をみると、やはりたき火の延焼拡大によるものがいちばん多く、ついで火の粉の飛火となっています。

たき火で火事などを出さないために、防火に対する認識をもういちどチェックしてください。

●火災警報や異常乾燥注意報が発令されているときや、風の強

い日には、たき火をしないこと。●周囲に燃えやすい物があつたり、たき火が禁止されている場所では絶対にしないこと。

●子供はたき火に興味をもつものですが、子供だけでやるたき火は絶対にさせないこと。

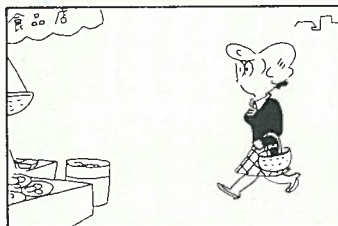
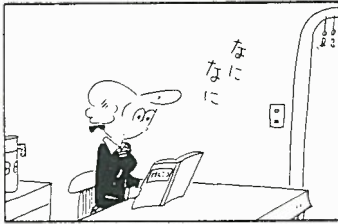
●たき火をしている最中は、火のそばを離れないこと。そして水バケツ、消火器などを用意すること。

●消火のときは、完全に火が消えたかどうか、念入りに確認すること。

ちよつとした心がけを怠つたことが、とりかえしのつかない火災につながります。火の用心を確かめましょう。

# さわやか君

西村 宗



## 臨時税務相談所 が開設されます

「税を知る週間」行事の一環として、今年も、無料税務相談所を開設いたします。

税に関するものならなんでも、相談に応じますので、お気軽に、おいで下さい。

11月12日(水)～13日(木)

午前10時～午後4時

白河商工会議所二階会議室  
主催 仙台国税局税務相談室  
白河県税事務所  
白河市役所  
東北税理士会白河支部

## 国有林の分収育林を 募集

国有林の分収育林 (緑のオーナ

一制度)とは、参加される皆さんと国有林とが、育成途上のスギ・ヒノキなどの人工林(32年生)を、成林し伐採するまでの間、共同で育てようというものです。契約金は1口50万円で、何口でも応募でき、契約しますと森林の立木の共有者となり、持分が取得できます。

将来が楽しみな「緑の資産、づくりにぜひご参加ください。

なお、白河営林署の昭和61年度分収育林契約対象森林の募集締切日は、11月30日(日)です。詳しくは、白河営林署(郭内128-1 ☎233135)へお問い合わせください。

# おしらせ



## この社会、あなたの(税)が 生きている!

納税は忘れず納期内に  
今月の納税

1. 国民健康保険税 5期分

## 国際居住年事業推進 スローガン募集

1987年は、国連の定めた「国際居住年」であり、世界各国が長期的展望にたつて住まいや居住環境の改善を進めるための年です。

この年を通じて広報等に用いるスローガンを次の要領で募集します。

### 1. 応募方法

官製葉書1枚に1作を記入。  
住所・氏名・年齢・職業(学校名・学年)を明記のこと。

### 2. 送付先

〒100 第二霞ヶ関郵便局留置  
建設省国際居住年スローガン募集係

### 3. しめきり

昭和61年11月30日

### 4. 審査及び表彰

審査委員会が審査の上、12月

中旬に入選作品を発表します。

内閣総理大臣賞 1点

建設大臣賞 2点

国土庁長官賞 2点

なお、詳細等についてのお問い合わせは

建設省住宅局国際居住年推進室 ☎ 03-580-4311 内線685

又は、

福島県土木部住宅課企画担当

☎ 0245-21-1111 内線2386

まで。

## 遺族援護・恩給業務

### 巡回相談会が開催されます

#### 1. 相談内容

(1) 戦傷病者援護関係について

ア. 手帳の請求に関すること

イ. 療養給付、各種減免に関すること

ウ. その他

(2) 戦没者遺族関係について

ア. 遺族年金・遺族給与金に関すること

イ. 特別給付金・特別弔慰金に関すること

ウ. その他

(3) 軍人恩給関係について

ア. 普通恩給・一時恩給・一時金及び扶助料に関すること。

イ. 傷病恩給に関すること

ウ. 軍歴を有する者で外国政府・特殊法人・特殊機関等の勤務に関すること

エ. その他

#### 2. 日時及び会場

12月2日(火) 9:30～15:00

東村総合福祉センター(大広間)

#### 3. その他

出席者は会場に参集するとともに相談内容に関する資料を持参すること。

## おわび

第190号の6ページ、「新国民年金のすがた①」の4段目右から2～4行目「第3号被保険者」は、「第1号被保険者」の誤りでしたので、深くおわびしますと共に訂正させていただきます。